

改善報告書

2024年12月19日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表取締役 高橋 健治

このたびの過年度有価証券報告書、四半期報告書、決算短信ならびに四半期決算短信の訂正の件について、有価証券上場規程第504条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目次

1. 経緯	4
(1) 過年度決算訂正の内容	4
ア. 訂正した過年度決算短信等	5
イ. 過年度決算短信等の訂正による連結業績への影響額の概要	6
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因	11
ア. 不適切な会計処理が発覚した経緯	11
イ. 不適切な会計処理の原因となった行為の概要	11
(ア) シャガール「リラの花束」に係る不適切な取引	12
(イ) 作者①「作品 I」の取引	13
(ウ) 作者②に係る作品の取引	13
a 作者②が制作した作品 17 点の D 社との取引	13
b 作者②の作品 5 点の C 社との取引	14
(エ) それ以外の取引	14
(オ) いわゆる「期ずれ」の問題	15
ウ 繰延税金資産の取り崩し	15
(ア) PRV の繰延税金資産の取崩し	15
(イ) 当社単体の繰延税金資産の取崩し	15
エ. 不適切な会計処理の内容	15
オ. 不適切会計の認識・動機・目的等	16
2. 改善措置	17
(1) 不適正開示の発生原因の分析	17
ア. 発生原因	17
(ア) 取締役	17
(イ) 取締役会	18
a 取締役会におけるガバナンス機能が十分に機能していなかったこと	18
b 会計知識の不足	19
c 業務執行担当との兼務によるモニタリング機能不全	19
d その他、取締役会における充実した審議のために必要な事項の不足（資料配布・	

議事録配布の遅れ)	20
(ウ) 監査役・監査役会	20
a 監査役の監査体制の不備	20
b 事後のモニタリング対応の不備	20
c 会計知識の不足	21
(エ) 内部監査体制の不備	21
a 内部監査室が適切に機能する体制を有していなかったこと	21
b J-SOX 対応に関する不備	21
c J-SOX 以外の内部統制・内部監査に関する不備	21
(オ) 業務フローに関する不備	22
a 契約書の作成フローに不備があったこと	22
b 契約書が存在しない取引・押印台帳への記載漏れがあったこと	22
c 契約書・受領書の保管状況の不備	23
(カ) 会社組織の構造上の問題	23
a 会社組織におけるいわゆる「三つの防衛線」（事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の牽制機能）が峻別されておらず、十分に機能していない不備があったこと	23
b 取締役会が上記の不備に対して十分な対応をとっておらず、監査役会も三様監査に実効性がなく不備を是正していなかったこと	23
(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む）	24
ア 経営責任の明確化	24
イ ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会の設置	25
(ア) ガバナンス委員会	25
a ガバナンス委員会の設置目的	25
b ガバナンス委員会の構成	26
c ガバナンス委員会からの答申結果	26
(イ) リスクコンプライアンス委員会	28
a リスクコンプライアンス委員会の設置目的	28
b リスクコンプライアンス委員会の構成	29
ウ 両委員会の検討結果を踏まえた各種対応	29
(ア) 公認会計士資格を有する役員の選任（上記「ア 発生原因」（イ）b および（ウ）c に対応）	29
(イ) 管理担当責任者（取締役）の確保（上記「ア 発生原因」（イ）c、（カ）に対応）	29
(ウ)	30

役職員への実効性のある研修・教育の実施（上記「ア 発生原因」（ア）、（イ）b、（ウ）c、（オ）、（カ）cに対応）	30
（エ）内部監査部門の組織体制の再整備（上記「ア 発生原因」（エ）に対応）	30
（オ）事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の峻別（いわゆる「3つの防御線」の明確化）（上記「ア 発生原因」（カ）に対応）	31
（カ）不祥事再発防止のための業務フローの改善（上記「ア 発生原因」（オ）に対応）	31
a 職務権限関連規程の改訂	32
b 契約書の作成・管理に関する仕組みの構築	32
c 買戻特約のような特殊な契約を締結する場合の手順の明確化	33
d 出庫・在庫管理システムの改修	33
（キ）グループ経理規程関連の改訂（上記「ア 発生原因」（イ）b、（ウ）cおよび（エ）に対応）	33
（ク）公益通報関連規程の改定及び周知徹底（上記「ア 発生原因」（ア）（カ）に対応）	33
（ケ）利益相反取引・関連当事者取引の監視（上記「ア 発生原因」（ウ）（カ）に対応）	34
（コ）人員の増強、間接部門の強化（上記「ア 発生原因」（カ）に対応）	34
エ 監査役会の体制強化（上記「ア 発生原因」（ウ）に対応）	34
オ 三様監査の実効性の強化（上記「ア 発生原因」（カ）bに対応）	35
カ 取締役会の事前準備、議事録作成の迅速化（上記「ア 発生原因」（イ）dに対応）	35
（3）改善措置の実施スケジュール	36
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	36

1. 経緯

（1）過年度決算訂正の内容

当社は、当社の連結子会社である Shinwa Prive 株式会社におけるプライベートセールに関する不適切な会計処理に関し、2024年9月10日に第三者委員会の調査報告書を開示し、同年11月5日過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出して過年度の決算短信訂正を行い、第30期（2020年5月期）から第34期（2024年5月期）第3四半期までの訂正後の連結財務諸表および第35期（2024年5月期）の連結財務諸表について限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書および四半期レビュー報告書を2024年11月1日に受領いたしました。訂正し

た過年度決算短信等及び業績への影響額¹については、以下のとおりです。

ア. 訂正した過年度決算短信等

【有価証券報告書】

- 第30期（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）
- 第31期（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）
- 第32期（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）
- 第33期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）
- 第34期（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

【四半期報告書】

- 第31期第1四半期（自 2019年6月1日 至 2019年8月31日）
- 第31期第2四半期（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）
- 第31期第3四半期（自 2019年12月1日 至 2020年2月29日）
- 第32期第1四半期（自 2020年6月1日 至 2020年8月31日）
- 第32期第2四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）
- 第32期第3四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）
- 第33期第1四半期（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日）
- 第33期第2四半期（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日）
- 第33期第3四半期（自 2021年12月1日 至 2022年2月28日）
- 第34期第1四半期（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）
- 第34期第2四半期（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）
- 第34期第3四半期（自 2022年12月1日 至 2023年2月28日）
- 第35期第1四半期（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）
- 第35期第2四半期（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）
- 第35期第3四半期（自 2023年12月1日 至 2024年2月29日）

【決算短信】

- 2019年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
- 2020年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
- 2021年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
- 2022年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
- 2023年5月期 決算短信 [日本基準](連結)

¹ 第三者委員会報告書による指摘の後、当社の自主的レビュー及び監査法人の指摘を踏まえて行った訂正も含んでおります。

【四半期決算短信】

2020年5月期	第1四半期決算短信	[日本基準](連結)
2020年5月期	第2四半期決算短信	[日本基準](連結)
2020年5月期	第3四半期決算短信	[日本基準](連結)
2021年5月期	第1四半期決算短信	[日本基準](連結)
2021年5月期	第2四半期決算短信	[日本基準](連結)
2021年5月期	第3四半期決算短信	[日本基準](連結)
2022年5月期	第1四半期決算短信	[日本基準](連結)
2022年5月期	第2四半期決算短信	[日本基準](連結)
2022年5月期	第3四半期決算短信	[日本基準](連結)
2023年5月期	第1四半期決算短信	[日本基準](連結)
2023年5月期	第2四半期決算短信	[日本基準](連結)
2023年5月期	第3四半期決算短信	[日本基準](連結)
2024年5月期	第1四半期決算短信	[日本基準](連結)
2024年5月期	第2四半期決算短信	[日本基準](連結)
2024年5月期	第3四半期決算短信	[日本基準](連結)

イ. 過年度決算短信等の訂正による連結業績への影響額の概要

(単位：千円)

会計年度	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B - A)	増減率 (%)
第30期 (2019年5月 期) 通期	売上高	2,932,458	2,928,754	△3,703	△0.1%
	営業利益	△86,047	△95,163	△9,115	△10.6%
	経常利益	△134,967	△144,082	△9,115	△6.8%
	親会社株主に帰 属する当期純利 益	△56,546	△63,514	△6,968	△12.3%
	総資産	4,735,676	4,728,708	△6,968	△0.1%
	純資産	1,895,937	1,888,969	△6,968	△0.4%
第31期 (2020年5月 期) 第1四半期 自2019年6 月	売上高	270,663	274,367	3,703	1.4%
	営業利益	△164,379	△155,264	9,115	5.5%
	経常利益	△175,470	△166,355	9,115	5.2%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△123,903	△116,935	6,968	5.6%

至 2019 年 8 月	総資産	4,314,096	4,314,096	—	—
	純資産	1,842,542	1,842,542	—	—
第 31 期 (2020 年 5 月 期)	売上高	1,151,105	1,154,808	3,703	0.3%
	営業利益	△130,942	△121,827	9,115	7.0%
第 2 四半期 自 2019 年 9 月	経常利益	△141,983	△132,867	9,115	6.4%
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△109,522	△102,554	6,968	6.4%
至 2019 年 11 月	総資産	3,785,336	3,785,336	—	—
	純資産	1,953,155	1,953,155	—	—
第 31 期 (2020 年 5 月 期)	売上高	1,477,050	1,474,067	△2,982	△0.2%
	営業利益	△115,968	△108,569	7,399	6.4%
第 3 四半期 自 2019 年 12 月	経常利益	△132,847	△125,448	7,399	5.6%
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△153,114	△147,269	5,845	3.8%
至 2020 年 2 月	総資産	3,555,638	3,554,516	△1,122	△0.0%
	純資産	1,908,807	1,907,684	△1,123	△0.1%
第 31 期 (2020 年 5 月 期)	売上高	1,719,155	1,721,889	2,733	0.2%
	営業利益	△271,469	△262,878	8,590	3.2%
通期	経常利益	△322,739	△314,148	8,590	2.7%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△305,705	△425,220	△119,514	△39.1%
	総資産	3,085,092	2,960,114	△124,978	△4.1%
	純資産	1,760,373	1,633,890	△126,483	△7.2%
第 32 期 (2021 年 5 月 期)	売上高	227,053	227,053	—	—
	営業利益	△86,266	△85,467	799	0.9%
第 1 四半期 自 2020 年 6 月	経常利益	△93,114	△92,315	799	0.9%
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△95,562	△95,230	331	0.3%
至 2020 年 8 月	総資産	2,909,283	2,784,637	△124,646	△4.3%
	純資産	1,666,799	1,540,648	△126,151	△7.6%
第 32 期	売上高	1,335,152	1,259,425	△75,727	△5.7%

(2021年5月 期) 第2四半期 自2020年9 月至2020年 11月	営業利益	25,060	△22,880	△47,940	△191.3%
	経常利益	9,645	△38,295	△47,940	△497.0%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△89,347	△119,244	△29,896	△33.5%
	総資産	2,922,115	2,759,667	△162,448	△5.6%
	純資産	1,675,256	1,518,876	△156,380	△9.3%
第32期 (2021年5月 期) 第3四半期 自2020年 12月 至2021年2 月	売上高	1,689,470	1,676,470	△13,000	△0.8%
	営業利益	△32,965	△33,316	△351	△1.1%
	経常利益	△45,689	△46,040	△351	△0.8%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△152,745	△150,042	2,702	1.8%
	総資産	2,651,748	2,529,473	△122,275	△4.6%
第32期 (2021年5月 期) 通期	純資産	1,610,065	1,486,285	△123,780	△7.7%
	売上高	2,813,145	2,283,900	△529,244	△18.8%
	営業利益	211,998	30,934	△181,064	△85.4%
	経常利益	198,421	17,356	△181,064	△91.3%
	親会社株主に帰 属する当期純利 益	23,367	△155,202	△178,569	△764.2%
第33期 (2022年5月 期) 第1四半期 自2021年6 月至2021年8 月	総資産	3,239,184	3,034,125	△205,059	△6.3%
	純資産	1,781,272	1,476,219	△305,053	△17.1%
	売上高	388,411	349,621	△38,790	△10.0%
	営業利益	22,179	1,795	△20,384	△91.9%
	経常利益	19,707	△676	△20,384	△103.4%
第33期 (2022年5月 期) 第2四半期	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	3,461	21,578	18,117	523.5%
	総資産	2,556,549	2,851,699	295,150	11.5%
	純資産	1,877,177	1,590,243	△286,934	△15.3%
	売上高	921,787	1,044,647	122,859	13.3%
	営業利益	53,005	148,007	95,001	179.2%
第2四半期	経常利益	67,393	162,394	95,001	141.0%
	親会社株主に帰	31,874	145,870	113,995	357.6%

自 2021 年 9 月 至 2021 年 11 月	属する四半期純 利益				
	総資産	4,330,026	4,562,813	232,787	5.4%
	純資産	2,932,752	2,741,695	△191,057	△6.5%
第 33 期 (2022 年 5 月 期)	売上高	1,443,897	1,467,607	23,710	1.6%
	営業利益	26,824	92,387	65,563	244.4%
	経常利益	43,988	109,551	65,563	149.0%
第 3 四半期 自 2021 年 12 月 至 2022 年 2 月	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△35,891	44,294	80,186	223.4%
	総資産	4,116,610	4,348,279	231,669	5.6%
	純資産	2,824,227	2,599,362	△224,865	△8.0%
第 33 期 (2022 年 5 月 期) 通期	売上高	2,629,466	2,968,079	338,613	12.9%
	営業利益	409,518	457,135	47,617	11.6%
	経常利益	422,297	469,914	47,617	11.3%
	親会社株主に帰 属する当期純利 益	144,436	193,967	49,530	34.3%
	総資産	4,158,261	4,371,203	212,942	5.1%
	純資産	3,023,546	2,768,024	△255,522	△8.4%
第 34 期 (2023 年 5 月 期)	売上高	584,324	526,383	△57,940	△9.9%
	営業利益	17,144	△31,066	△48,211	△281.2%
	経常利益	22,306	△19,089	△41,396	△185.6%
第 1 四半期 自 2022 年 6 月 至 2022 年 8 月	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	5,858	△30,029	△35,888	△612.6%
	総資産	4,368,958	4,312,565	△56,393	△1.3%
	純資産	3,189,354	2,897,943	△291,411	△9.1%
第 34 期 (2023 年 5 月 期)	売上高	1,477,482	1,409,950	△67,531	△4.6%
	営業利益	220,157	177,336	△42,820	△19.5%
	経常利益	224,719	175,486	△49,233	△21.9%
第 2 四半期 自 2022 年 9 月 至 2022 年	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	163,285	121,109	△42,175	△25.8%
	総資産	5,925,029	6,003,079	78,050	1.3%

11月	純資産	3,345,120	3,047,422	△297,698	△8.9%
第34期 (2023年5月 期) 第3四半期 自2022年 12月 至2023年2 月	売上高	2,117,075	2,023,429	△93,645	△4.4%
	営業利益	228,858	196,750	△32,108	△14.0%
	経常利益	277,359	214,520	△62,838	△22.7%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	181,755	121,611	△60,144	△33.1%
	総資産	5,088,241	5,006,073	△82,168	△1.6%
	純資産	3,357,515	3,041,849	△315,666	△9.4%
第34期 (2023年5月 期) 通期	売上高	3,647,215	3,486,565	△160,650	△4.4%
	営業利益	544,189	516,384	△27,804	△5.1%
	経常利益	576,582	514,502	△62,080	△10.8%
	親会社株主に帰 属する当期純利 益	373,722	305,032	△68,689	△18.4%
	総資産	5,054,732	4,969,798	△84,934	△1.7%
	純資産	3,555,057	3,230,845	△324,212	△9.1%
第35期 (2024年5月 期) 第1四半期 自2023年6 月 至2023年8 月	売上高	397,695	410,404	12,709	3.2%
	営業利益	△154,396	△154,582	△185	△0.1%
	経常利益	△148,529	△148,715	△185	△0.1%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△173,996	△177,690	△3,694	△2.1%
	総資産	4,013,083	3,925,725	△87,358	△2.2%
	純資産	3,410,231	3,082,325	△327,906	△9.6%
第35期 (2024年5月 期) 第2四半期 自2023年9 月 至2023年 11月	売上高	1,207,953	1,116,662	△91,290	△7.5%
	営業利益	9,900	△68,346	△78,247	△790.4%
	経常利益	19,900	△58,346	△78,247	△393.2%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△33,242	△119,417	△86,175	△259.2%
	総資産	4,797,926	4,600,542	△197,384	△4.1%
	純資産	3,595,728	3,185,341	△410,387	△11.4%
第35期 (2024年5月	売上高	1,594,442	1,458,790	△135,651	△8.5%
	営業利益	△136,887	△216,203	△79,315	△57.9%

期)	経常利益	△103,667	△182,983	△79,315	△76.5%
第3四半期	親会社株主に帰	△317,374	△395,852	△78,477	△24.7%
自2023年	属する四半期純				
12月	利益				
至2024年2	総資産	4,257,158	4,173,981	△83,177	△2.0%
月	純資産	3,237,590	2,834,901	△402,689	△12.4%

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

ア. 不適切な会計処理が発覚した経緯

当社は、本年3月頃に外部機関からの指摘を踏まえて社内で検討した結果、①当社の子会社である Shinwa Prive 株式会社（以下、「PRV」といいます。）が行った絵画等の売買取引（プライベート・セール）を実質的には金融取引等と処理すべきではないか、②アート取引が売買契約締結時に売上計上されているところ、引渡時に売上計上されるべきではないか、及び、③その他の会計上の疑義（以下「本件疑義」といいます。）に関して調査する必要があると認識しました。

そのため、当社は、2024年7月4日、第三者委員会（以下、「第三者委員会」という。）を設置することとし、また、これに伴う通期決算発表の延期を適時開示しました（「2024年5月期決算発表の延期に関するお知らせ」）。第三者委員会の構成、調査目的、調査期間は、以下の通りです。

①第三者委員会の構成

- ・委員長：弁護士 高橋 直（弁護士法人一番町総合法律事務所）
- ・委員：弁護士 横張 清威（弁護士法人トライデント）
- ・委員：公認会計士 淡路 洋平（ふじみ監査法人）

②調査目的

- ・本件疑義に係る事実関係及び会計処理の調査
- ・本件疑義に類似する事象の存否及び会計処理の調査
- ・上記①及び②の結果、発見された事項の発生原因の分析と再発防止策の策定・提言
- ・その他、第三者委員会が必要と認める事項

③調査期間

2024年7月4日から2024年9月5日まで

イ. 不適切な会計処理の原因となった行為の概要

PRVは当社の連結子会社であり、アート作品の相対取引（プライベートセール）の事業を行っているところ、第三者委員会の調査及びその後の当社自主調査によって、会計上、同社の売買取引として処理されていた取引の中に、金融取引と評価すべきものが存在することが確認されました。また、アート作品売却後のPRVの関与（支配）継続の疑いがある取引及び新収益認識基準に則った会計処理が行なわれていなかった取引があることも確認されました。各取引の概要は以下のとおりです。

(ア)シャガール「リラの花束」に係る不適切な取引

シャガール「リラの花束」は、PRV から販売先（A 社²）に売却する売買契約書が締結されたが（2021 年 5 月 31 日付け）、実際には A 社と 8 法人 2 個人との間で持分売買契約が締結されていた。一連の契約は、海外オークションでの売却による金銭分配を前提とした持分購入者による投資商品の共同購入として行われたものであり、持分購入者に対する実質的な売主は PRV であることを前提として行われていた。また、持分購入先 8 法人のうち、少なくとも 1 社（B 社）との間で、令和 3（2021）年 7 月 25 日付けで当時の当社代表取締役（a 氏）、および PRV の取締役（b 氏）による元本保証の覚書が交わされ、また、持分購入者 e 氏に対して、a 氏個人が元本保証する旨の記載がある説明資料を b 氏が使用していた。

同作品は、Asian Art Auction Alliance Company Limited³（以下、「AAAA」という。）の名義でクリスティーズ（上海）のオークションに出品され、2022 年 3 月 1 日に落札されたが、関係者の想定を下回る額（落札手数料控除後 1550 万人民币元、約 2 億 8318 万円。同日の為替レートは 1 元＝約 18.275 円）となった⁴。その結果、持分売買代金合計 380,000,000 円と比較して、90,000,000 円の損失（為替差益控除後）が発生した。これに対して、AAAA から PRV を経由して、A 社に対し、2022 年 5 月 9 日から同年 6 月 29 日までの間に 3 回に分けて合計 380,000,000 円が送金され、その結果、持分購入者全員に対して損失分を穴埋めし、元本保証していた場合と同様の結果となる補填を行った。

A 社は PRV と持分購入者との間に便宜上介在したに過ぎなかったこと、持分購入者に対する作品の引渡しはなく、実際に上記のとおり PRV から A 社に対して売買代金と同額がそのまま返金（元本保証していた場合と同様の結果となる補填）がなされていること、一部の持分譲渡先との間で損失補填の合意をしていることが判明していること等の事情があり、一連の取引は全体として金融取引（上記持分購入者から A 社を介して 3 億 8000 万円を借り入れ、同額を後に返金した取引）であると評価すべきとの第三者委員会の指摘を踏まえ、当社は、2021 年 5 月期に計上されていた 3 億 8000 万円（税抜後の金額 345,454,546 円）の売上計上を取り消し、同額を PRV が 2021 年 5 月に借り入れて 2022 年 5～6 月に同額を返金したものとして修正計上し、また、オークション落札により 2022 年 5 月期に約 2 億 8318 万円の売上げ、AAAA から 9000 万円の借り入れ、為替差益約 682 万円とする等の修正会計処理を行うことになった。

以上について、b 氏及び a 氏は、会社の総務経理を含む関係者には情報を伝えないまま実行し、その結果、適切な会計処理を妨げた責任がある。

なお、上記覚書について a 氏は関与を否定しているが、第三者委員会の調査結果を覆すに足る証拠は見当たらない。

² 2024 年 9 月 10 日付「第三者委員会の調査報告書に関するお知らせ」でもお知らせしたとおり、第三者委員会の調査報告書では、個人情報および機密情報保護等の観点から、部分的な非開示処理を施しております。そのため、本報告書においても、第三者委員会が非開示とした箇所については、本報告書においても非開示処理を施しています。

³ 同社株式の 21.1%を SWH が保有し、同社の董事（香港法上代表権のある取締役）の一人は a 氏であった。今回の訂正前には同社との取引は関連当事者取引とされていなかったが（後述（エ）参照）、今回の訂正において関連当事者取引として取り扱った。

⁴ 落札日の直前の同年 2 月 24 日にロシアによるウクライナ侵攻が開始されるという事象があった。

(イ) 作者①「作品 I」の取引

PRV が 2022 年 2 月に 110,000,000 円（税込）で売却した後、同年 12 月に代金 121,000,000 円（税込）で上記作品を買い受けたことを前提に、前者を売上げ、後者を仕入れとする会計処理が行われていたが、修正会計処理においては、実質的に金融取引（利息 10%での資金の借入れ及び返済）とする処理を行った。

上記作品 I の取引に関する買戻し約束（オークション出品を前提とした取引であったが、オークションでの落札額にかかわらず、顧客に対して代金相当額に 10%を加えた額を支払う旨の合意）について、b 氏及び a 氏は、会社の総務経理を含む関係者には情報を伝えないまま実行し、その結果、適切な会計処理を妨げた責任がある。

上記買戻しの約束を認識していたかについて、a 氏は否定しているが、第三者委員会の認定⁵及びその認定根拠（フォレンジック結果）に照らすと、a 氏には認識があったとの推認を覆すに足る証拠はない。

(ウ) 作者②に係る作品の取引

a 作者②が制作した作品 17 点の D 社との取引

PRV と D 社との間で、オークション出品条項（PRV はオークション後に落札の成否にかかわらず代金に 5%を上乗せして D 社に支払うとされている）が明記された別作品（作者③）に関する売買契約書（2022.8.31 付け）があったが、これらの作品の仕入れができず、売買対象の作品が作者②の作品に変更となった経緯がある（元の作品のまま取引が完了していれば、売買契約書に基づき管理部門や監査法人の検討の対象となり、売上計上はなされなかったものと考えられる。なぜなら、相手方 E 社との別の取引においては、2022 年 8 月 31 日付け売買契約書で同趣旨の条項が記載されていたところ、同取引においては売却額の売上げ計上がなされていないためである。ただし、「買戻し」の際の上乗せ金額（900 万円）が金利処理されていなかった、という点では同取引にも会計処理の不徹底があった）。しかしながら、売買対象となる作品変更後の D 社との上記取引は、社内において、従前の売買契約書のオークション出品条項が適用になるとの社内的認識・確認は必ずしも明確でないままであり、その状況の下で、販売委託料売上の計上について変更の処理をしないままとなっていた（なお、d 氏による調査を受けて、売上取消しがなされたと誤認していた者も存在していた）。しかし、会社による調査の結果（本年 9～10 月）、当初のオークション出品条項（実質は買戻し約束に相当）は、対象作品変更後も維持されており、同約束にしたがった取引が実行されていたという事実関係が認められた。

PRV が 2022 年 8 月に 60,000,000 円（税込）で売却した後、2023 年 1 月に代金 63,000,000 円（税込）で上記作品を買い受けたことを前提に、前者の 60%相当額（税抜き後 32,727,273 円）を販売委託料とする売上げ、後者を仕入れとする会計処理が行われていたが、修正会計処理においては、実質的に金融取引（利息 5%）とする処理を行った。

⁵ 第三者委員会報告書 48 頁には、a 氏と b 氏との 2022 年 11 月 12 日のチャットにおいて作者①作品 I に関して買戻し合意があったことを前提とするやり取りがあったこと等が指摘されている

以上について、b氏は、会社の総務経理を含む関係者との間で十分な情報共有・説明をしない状況で取引を実行し、その結果、適切な会計処理を妨げた責任がある。

b 作者②の作品5点のC社との取引

2023年1月31日付けの覚書（a氏及びb氏を一方当事者として実印が押印され、他方当事者をC社とするもの）に買戻し条項があり、この買戻し約束を認識していたかについてa氏は否定しているが、第三者委員会の調査結果及び、当該覚書に個人実印が押印されていたことに照らすと、a氏が関知していたと推認するのが合理的であり、これを覆すにたる証拠は見当たらない。

なお、同覚書は、2023年4月頃、d氏の調査で社内的に明らかとなり、当該取引の売上計上はなされなかった。

(エ) それ以外の取引

第三者委員会報告書の「第6 不適切な会計処理の概要」において具体的に指摘がなされた取引のうち、上記以外の取引であって、本年11月5日付けの過年度訂正の対象となった取引は、8点（契約書の本数ベース）、金額合計2億4300万円（訂正前の売上げ額（税込み）ベース）であり、第三者委員会報告書の指摘も踏まえて以下のとおり訂正処理を行った（なお、1点はATXを売主とするものである）。

このうち、当社グループ（PRV）により売却後に買戻し行為が行われたのは、2022年8月に契約がなされた2点である（このうち1点は上記（ウ）aで触れたE社との取引であり訂正前においても売上げ計上されていなかったが、買戻し時の差額900万円を利息とする訂正処理を行った。もう1点は、売上額5500万円（税込み）、買戻し額5800万円（仕入額及び仮払消費税）とされていたが、金融取引として訂正処理し、差額を金利として処理した）。

それ以外の6点・計1億8800万（税込み）の売却については、監査役d氏の調査以後に行われたものであり、当社グループがいわゆる買戻しを行った事実はないものの（なお、第三者委員会報告書の指摘内容も、他の取引と異なり、金融取引の「疑い」とするに留まるものであった）、これらの取引については、アート作品売却先の顧客に対する引渡し（PRVの支配から確定的に離れたこと）を示す証憑の受領等に関する問題があり、当社グループ（PRV）の関与を離れて作品に対する支配を獲得する買主に対して転売がなされたことが確認されるまで売上を繰り延べることが適切であると判断した（各売却先から改めて、納品日の確認に加えて買戻し約束・元本保証等の合意がないことを確認する経緯確認書等を取得し、その時点をもって売上げ計上することとした。この結果、2023年5月期第3四半期に売上げ計上されていた4400万円（税込み）について2025年5月期第2四半期に訂正計上し、2023年5月期第4四半期に売上げ計上されていた4900万円（税込み）について2024年5月期第3四半期に訂正計上し、2024年5月期第2四半期に売上げ計上されていた9500万円（税込み）について2025年5月期第2四半期に訂正計上する訂正処理を行うこととなった）。

また、このうち、1取引・1200万円は、a氏を署名者とするAAAAとの間で売買契約書が締結されていたが、当時の各子会社の社内認識として、実質は海外顧客との取引であってそれがAAAAを介して行われただけであるという認識から、AAAAを相

手方とする取引に関して関連当事者性や利益相反取引該当性の検討対象とする必要はないとの理解で実務が行われており、利益相反取引の監視状況として不備があった。

(オ) いわゆる「期ずれ」の問題

当社グループのプライベートセールスの収益認識は、原則は入金完了した時点としつつ、契約書日から遠くない日までに支払総額の 1/2 以上支払われていることを条件として契約締結日を売上計上日とすることも認めていたが、実態として入金完了した時点を上記の原則ではなく、例外である契約締結日での売上計上が原則となっていた。

会計処理の修正にあたっては、アート作品の売却先（顧客）から改めて納品日を確認する受領書を取得し、引渡し日に売上計上日を訂正した。なお、アート作品の売却先（顧客）から受領書を改めて取得できなかった取引については、入金完了日に売上計上日を訂正した。

ウ 繰延税金資産の取り崩し

(ア) PRV の繰延税金資産の取崩し

不適切な会計処理の訂正に伴い、2021 年 5 月期以降 PRV の繰延税金資産の回収可能性はないと認められることから、2021 年 5 月期において計上していた繰延税金資産 2709 万円を取り崩し、以降に計上された税効果にかかる仕訳を取り消しました。

(イ) 当社単体の繰延税金資産の取崩し⁶

2020 年 5 月期に計上した繰延税金資産 1 億 1212 万円の回収可能性はないと認められることから、2020 年 5 月期において取崩しを行い、以降に計上された繰延税金資産も取り崩しました。

エ. 不適切な会計処理の内容

(ア) 収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 30 号）69 項では、「企業が商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション）を有している場合には、顧客は当該商品又は製品に対する支配を獲得していない。商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格以上の場合には、当該契約を金融取引として処理する。」と記載されており、売買契約があっても金融取引として会計処理すべき場合があるとされています。

しかしながら、PRV は、取引先との間で買戻し約束の覚書を締結し、もしくは口頭で買戻しの約束（オークション出品を前提としつつ、オークションでの落札額にかかわらず代金相当額に利息相当額を加えた額を支払う旨の合意）をする場合があったことから、これらの取引については、売買契約があっても金融取引として会計処理す

⁶ 繰延税金資産計上当時、コロナ禍の特殊状況下で繰延税金資産の回収可能性の判断が困難な中、社会の概況等も踏まえた当時の経営判断として計上しておりましたが、今回の過年度訂正の作業に際し、経理部を含む現経営執行メンバーが改めて検討した結果、保守的な会計処理という考えに基づき、より厳格な判断という観点で繰延税金資産の回収可能性についての考え方（会社分類）を改めるべきと判断した結果、取り崩すに至ったものです。

べきものでした。また、販売価格以上での買戻条項に類似する約束があったと認定した取引は、売上の取消し、借入金の計上、支払利息の発生等が生じる場合があり、さらに、契約書において入金まで所有権が移転しないとされている取引のうち、同じ四半期内に支払いが行われていない取引は、売上計上について期ずれが発生することから、当社が行っていた会計処理は、適切なものではありませんでした。

(イ) そのため、当社は、過年度有価証券報告書、四半期報告書、決算短信ならびに四半期決算短信の訂正を行うことを余儀なくされました。

オ. 不適切会計の認識・動機・目的等

本件における一連の不適切会計に関する認識・動機・目的等は、以下の通りです。

(ア) 上記の通り、a氏およびb氏の両名は、PRVにおける取引の条件や全体像について、当社取締役会、監査役会、管理部門等に対して報告を行わず、また、a氏は第三者委員会の調査等に対して、不適切な会計処理の原因となった単純売買とは異なる特約への関与を否認していた。

(イ) しかしながら、a氏、b氏両名の行為は、期中における売上獲得を重視し、単純売買とは異なる形態の取引を行い、その際に会計ルールや法的論点を含むリスク等の検討を十分に行わず、会社としてそのような検討を行うことを妨げたものといえる。

上場会社の社内管理体制としては、こうした検討は、必要に応じて専門家の意見を求めた上で、社内の合議体において透明性のある形でなされるべきものであるが、a氏およびb氏の両名は、この点を軽視していたのではないかと考えられる。

不適切会計に関する認識・動機・目的に関し、上記イ(ア)～(ウ)の各取引ごとの事情はあるものの、b氏の認識や両氏の行為態様に鑑みると、これらの取引に共通して、各期・各四半期時点での(早期の)売上計上を強く意識していたことが目的・動機となっていたものと考えられ、その認識の基礎には、以下のとおり、会計処理に関する誤った認識やコンプライアンスの軽視・鈍磨があったのではないかと考えられ(a氏は上記のとおり各事前特約に関する認識を否認しており、目的・動機に関する本人の説明はなされていないが、当社としては、a氏・b氏の両名いずれも同様に評価できると考えてる。)。具体的には、a氏及びb氏は、上記対象取引において、売上計上時期をも意識した結果、売買契約を締結するにあたり、個人の判断で元本保証(両名の個人名によるもの)や買戻し等の特約をしても大きな問題ではないという認識を持ち、係る特約を含む取引の全体像に関する情報を管理部門と共有する必要があるという認識も欠けていた(すなわち、コンプライアンスを軽視していた。)のではないかと考えられる。両名の意識には、会計知識の欠如(契約日付で売上計上が可能であるとの誤った理解、上記特約がある場合に会計処理に影響が生じ得るという理解の欠如)も影響していたと考えられるが、2022年10月以降は、両名は買戻し等の特約が問題行為であること(買戻し約束等がある場合には売上計上できないこと)を認識していたと推認され、この観点からは、2023年1月にE社との取引において、売買契約書とは別に覚書を作成することで買戻しを実施しようとしたb氏の行為は重大な問題行為であった(この点がd氏の調査によって2023年4月頃に発覚することとなった)。また、d氏の調査がなされることとなった時点で、

a 氏および b 氏は、以後同様の行為を行わないだけでなく、過去の買戻し特約付売買契約（上記の作者①「作品 I」の取引等）について当社取締役会や監査役会に報告すべきであったにもかかわらず、実際には、当社取締役会や監査役会へ報告することはあなかった。このような a 氏および b 氏の対応は、いわば当社に対して真相を隠していたものであり、コンプライアンス意識が鈍磨していたものと言わざるを得ない。

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因の分析

ア. 発生原因

第三者委員会による調査および当社による検証の結果、この度の本件会計処理に起因する一連の問題の原因として、ガバナンス機能不全、業務執行部門・管理部門・内部監査部門の不備等が指摘されました。第三者委員会の調査結果を踏まえ、ガバナンス委員会を設置して原因分析と再発防止策の検討を委嘱しました。また、当社内部でも、社外取締役の f 氏および当社の管理職らが、第三者委員会の報告書において指摘された事項について、自主的に調査・検討を行いました。その結果、当社として、本件会計処理に起因する一連の問題の発生原因は、概要、以下のとおり認識しています。

(ア) 取締役

- a 上記の通り、a 氏、b 氏は、不適切な会計処理の原因となった取引に主体的に関与してきたものである。そもそも、上場企業（グループ会社を含む。）においては、証券市場の公正性ならびに透明性の確保、投資家保護等の見地から、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って会計処理を行うとともに、適正に企業の財政状態・業績を表している財務諸表を作成し、開示する責任がある。それにもかかわらず、a 氏、b 氏は、証拠が残らない口頭合意や個人的な損失補填などの内部統制の及ばない行為を行っていたほか、取引の条件や全体像について、取締役会、監査役会、管理部門等に対して報告を行わず、売上の過大計上等を生じさせ、証券市場やステークホルダーの当社に対する信用を失墜させたものであり、両名の行為は明らかに不適切であったと言わざるを得ない。また、d 氏から買戻特約に関する問題点の指摘がなされ、調査が開始された時点で、a 氏および b 氏は、以後同様の行為を行わないだけでなく、過去の買戻し特約付売買契約（上記の作者①「作品 I」の取引等）について取締役会や監査役に報告し、是正を図るべきであったが、報告を行わなかった点においては、コンプライアンス意識が欠如していたものと考えられる。そのため、a 氏、b 氏による上記一連の行為は、取締役の善管注意義務（会社法 330 条、民法 644 条）ないし忠実義務（会社法 355 条）に違反する行為であり、本件の不適切な会計処理発生 of 直接的な原因と考えられる。
- b また、第三者委員会調査報告書では、取締役のガバナンス意識の欠如や、監査役、監査役会の軽視という点も指摘されている。2022 年 4 月に取締役の h 氏及び関連法人が当社株式を購入した事実に関し、監査役会はかかる行為が当社取締役会規程に定める株式購入時に必要な手続き違反し、かつインサイダー取引に抵触するおそれが高い取引を行ったことが取締役としての重大な義務違反と捉え、第三者委員会を設置することにより調査すべきという決議を行った際には、取締役会で

検討した結果、インサイダー取引には該当しないが社内規程違反が認められるとして、h氏が有する新株予約権の一部を不行使にする等の処分を課すことで終了することがあった。この件は、今回の不適切会計の事案とは異なるが、取締役のガバナンス意識に関する問題は、本件の不適切な会計処理の背景要因の一つと評価できる場所である。監査役会の意向を重視すべきであったことは重く受け止め、深く反省し、取締役のガバナンス意識を抜本的に改善することが必要である。

(イ) 取締役会

a 取締役会におけるガバナンス機能が十分に機能していなかったこと

当社取締役会が、会計処理に関するモニタリング機能や、a氏、b氏に対する牽制機能を発揮していたとは言い難い。とりわけ、買戻し取引や元本保証がある取引については会計上金融取引と評価すべきではないかとの観点での意識的な社内検証がなされず、a氏やb氏に対してその観点からの追及等もなされなかったという問題があった。監査役d氏による調査結果に関しては、当社取締役会の議題ともされず、結果として取締役会が主導する十分な検証がなされなかった。また、2022年9月16日付け監査役会議事録には「JSOX（内部統制）の管理を2023年5月期はしっかりやってもらいたい。」「グループ各社（オークション、アルテックス、プリベ）について内部統制の管理を実施。具体的には、c役員、経理担当者（新任）、g社員で「内部統制プロジェクトチーム」を組成。（f役員が管理者として四半期ごとに既存のマニュアルに基づいてチェックをすること）」との記載があるものの、この監査役会意見が取締役会の議題とされたことはなく（c役員はJ-SOX対応整備の指摘を受けたのみと認識していた。）⁷、J-SOX対応以外の内部監査体制の構築等は進まなかった。本件の一連の経緯を省みると、取締役会におけるガバナンス機能が十分に機能していなかったことは、当社として深く反省している。

なお、当社取締役会におけるガバナンス機能が十分に機能しなかった要因の一つとして、大株主かつ前代表取締役社長であるa氏の意向を容認する傾向があったことは否めない。例えば、第三者委員会調査報告書において、a氏は、b氏の富裕層に対する営業力を評価し、2021年4月21日開催の当社取締役会において、b氏のPRV取締役選任を提案した際に、一部の取締役や監査役から異論が出たものの、自己の構想を実現する片腕としてb氏に大きな期待を持ったことから、a氏の強い主導でb氏が取締役に選任されることとなり、その後、b氏はシャガールの上記絵画取引のほかにも、富裕層との取引を次々と成立させる働きを見せたことから、当社グループ内において強固なa氏・b氏ラインが形成されていったものと推測することができるとの指摘がなされている。当社としても、この指摘を重く受け止め、取締役会及び取締役が株主から負託された他の役員に対する牽制機能（ガバナンス機能）という職責を再認識したうえで、たとえ大株主や代表取締役社長であったとしても、問題行為等の懸念があるときには、他の取締役は躊躇することなく指摘し、その職責を果たしていくべきものと考えている。

⁷ 当該議事録は取締役会に共有されておらず、また、個別にf役員にも送られていなかった。

b 会計知識の不足

第三者委員会の調査報告書にも指摘されているとおり、当社取締役には公認会計士の有資格者が存在しなかった。

収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号）69項では、「企業が商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション）を有している場合には、顧客は当該商品又は製品に対する支配を獲得していない。商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格以上の場合には、当該契約を金融取引として処理する。」と記載されており、売買契約があっても金融取引として会計処理をすべき場合がある。しかし、当社の取締役は、管理担当役員 の c 氏を含め、本来であれば収益認識基準についての相応の知識を有し、かつ、グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（経済産業省、令和元年策定。）に準拠して、グループ全体の内部統制システムに関する基本方針に則り、子会社を含めたその構築・運用状況を管理・監督する職責を有するところ、会計基準に関する知識が不足していたことから、子会社に対する会計処理の観点からの監督が結果として脆弱であったものと考えられる。

そして、2022年12月21日の当社取締役会においては、当時、アイアートが大型オークションを連続で行う中、多額の前渡金の資金需要を生じており、その関心から資金調達方法についてアイアート担当取締役から質問が出たのに対して、a氏が、プライベートセールの買戻しによる方法として、「アートコレクターの中には投資を中心として考える顧客は、資金をまわしていくことを考える。いずれ転売する方もいるが、シンワにお金を預け、アートを買い、担保にし、質権はつけない。半年でコレクターから購入した価額に5%のせ転売（買い戻し）する。その方法で引いてこられる資金が3億から4億。投資家からの」と回答したという経過があった。このとき、出席した役員から会計上の問題についての指摘はなされなかったが、もし仮に、上記発言を受けてこうした資金調達目的の取引に関する会計処理を確認する指摘がなされていれば、または、会議の場で指摘しなかったとしても、出席した役員が管理担当取締役や会計監査人に対して会計上の問題意識を伝達していれば、上記の作者①「作品I」の取引に関するその後の会計処理や、作者②の作品17点のD社との取引に関するその後の会計処理の場面で、適切な会計処理に繋がる可能があったとも考えられる。

c 業務執行担当との兼務によるモニタリング機能不全

当社グループでは、2023年9月12日付コーポレート・ガバナンス報告書（7頁）で説明するとおり、事業環境の変化に即応するために、迅速な意思決定ならびに業務執行が不可欠であることから、少数精鋭による経営体制が適切であると考えており、グループの各事業に精通した各取締役による実態に即した迅速な意思決定が可能な体制を採用していた。その反面、親会社の役員（管理担当役員を含む複数の役員）が子会社の業務執行取締役を兼務することが発生しており、グループ全体として、親会社の子会社に対するモニタリング機能がいわば自己監査となってしまう十分に機能しておらず、PRVにおける不適切な会計処理を防ぐことができなかったと考えられる。「少数精鋭による経営体制」や「迅速な意思決定」を過度に重視した結果、適切な内部統制体制の構築・運用が図られなかったものといえる。

- d その他、取締役会における充実した審議のために必要な事項の不足（資料配布・議事録配布の遅れ）

第三者委員会において指摘がなされているとおり、取締役会の資料配布について、当日配布や、会議の場での画面共有により示すことがあり、出席する役員が事前に資料を検討することができていなかった。特に、社外役員が十分に議案の内容を事前に検討できないと、取締役会の場で適切な指摘をすることができず、有効なガバナンスとして機能しなくなる。そのため、ゆとりのある時間をもって資料を配布することが必要であった。

また、取締役会の議事録について、2022年5月期までは、取締役会後に作成され、次月の取締役会の冒頭で議事録の写しを回付し、承認を得るというプロセスになっていた。2023年5月期以降は、次月の取締役会の3日前までにメールで役員に送信されて、訂正・指摘がある役員が申し出る、というプロセスになっている。押印に関しては、次月の取締役会の際、役員自らの押印又は役員の許可を得て代理で事務が押印している状況である。すなわち、取締役会の開催から、参加した役員による議事録の承認まで、約1か月かかっている状況にあり、取締役会における議論の内容を反映させるには長きに失するものといえる。また、2021年5月期において一部の取締役の押印がなされておらず、会社法第369条第3項の要件を具備していない議事録も存したことは、適切ではなかった。

このように、取締役会の資料配布、議事録の作成時期は、取締役会における充実した審議を確保し、ひいては当社のガバナンス体制を支える手続きにおいて重要なものであり、改善を要するものと考えられる。

(ウ) 監査役・監査役会

a 監査役の監査体制の不備

当社では、ここ数年、社内業務に関する日常的な監査を社外監査役が担っており、社内に常駐している監査役は不在であった。また、常勤監査役が常駐できない場合には、監査役補助者等を設置することにより常勤監査役の業務を補う方法もあるが、そのような担当者も特設設置されていなかった。そのため、常勤監査役が日常的に会社で発生する事象をキャッチアップし、速やかに他の監査役に伝達できるような監査体制を構築することが必要であったと考えられる。

b 事後のモニタリング対応の不備

2023年4月頃に監査役d氏により行われた調査の結果、b氏の不適切な行為が判明し、b氏が始末書を提出することとなった。b氏が提出した始末書には、「営業時の説明書類・契約書類等については事前に社内監査役までの確認を行い、営業時は全て録音することも約束します。」との再発防止策が記載されているが、その後、当社監査役会においては、b氏が提出した始末書に記載されている事項が実施されているか否か（営業時の説明書類・契約書類等が監査役に回付されているか、当該書類の記載内容が適切なものか否かを含む）について、事後の確認を行うべきにもかかわらず、実際には、b氏がその後に関し取引をしていないことをd氏が口頭で確認するだけの対応となっており、それ以外の対応はなされなかった。監査役会としては、d氏がその他の取引も含めて調査した上でb氏の始末書が提出され

たとの認識の下、d氏に対応を任せる形となってしまう、また、2023年12月以降はPRVの売上高・取引数が急速に減少したこと等の事情もあり、取締役会での議題化もなされないままとなったという経過がある。

一般に、再発防止策の実行にあたっては、事後のモニタリングは極めて重要であり、当該問題事象の原因を分析して再発防止策を立案したとしても、その後、当該再発防止策が実際になされているか否か、実施した再発防止策が有効に機能しているのかについての確認と検証を行う必要があるが、当社においては、事後のモニタリング、ひいてはPDCAサイクルの重要性についての認識が十分でなかったと反省しているところである。

c 会計知識の不足

当社の監査役会は、弁護士、税理士、企業経営に精通した者の3名で構成されていたものの、公認会計士の有資格者がいなかった。上場企業において、会計面における監査は極めて重要であるにもかかわらず、当社としてその重要性の認識が十分でなかったことから、会計監査人の監査に頼っていたことは否めなかった。その結果、当社監査役会においても、会計基準に関する知識が不足し、子会社の会計処理の問題について、適切な対応をすることが結果として遅れたものと考えられる。

(エ) 内部監査体制の不備

a 内部監査室が適切に機能する体制を有していなかったこと

当社では、内部監査室の職員（責任者を含めて4名）はいずれも兼務であり、かつ内部監査室の業務が主たる業務ではなかった。内部監査部門の責任者は、経理部長が務めていたが、他の業務との関係で、内部監査業務に十分な時間を割くことができなかったことなど、内部監査室の人的体制が脆弱であった。

b J-SOX 対応に関する不備

第三者委員会の報告書にも指摘がなされているが、このようなリソース不足の結果、当社のJ-SOX対応において、以下のような不備があった。

- (a) 内部統制の評価計画がそもそも策定されていない。
- (b) 業務プロセスに関する手続は、運用評価手続を実施しているが、整備評価手続を実施していない。
- (c) プライベートセールスの引渡しに関するコントロールに不備があることが発覚しているものの、改善されることがなく不備があることが常態化している。
- (d) 内部監査室の責任者から、取締役社長や取締役会に対し、内部統制の評価計画及び評価結果について報告会が開催される等の直接の報告がなされていない。
- (e) 経理部門は内部統制の評価対象であることから、経理部長が内部監査室の責任者を務めることは、自己監査となっている。

c J-SOX 以外の内部統制・内部監査に関する不備

J-SOX 以外の監査・監督業務については、監査役監査と区別される形での内部監査は実質的に行われていなかった。内部統制の目的は、①業務の有効性及び効率性、②報告の信頼性、③事業活動における法令等の遵守、④資産の保全の4つがあり、この点、J-SOXの対象は②報告の信頼性のみであるが、当社の内部監査室は、基本

的に②に対応した J-SOX 関連の監査のみを実施しており、①③④の目的に対応する内部統制が整備されているか確認していない状況であった。もし仮に、当社において、PRV に対する上記①③④の内部監査を適切に実施していたならば、本件の不適切な会計処理に関する問題点を早期に検出できた可能性は否めない。

(オ) 業務フローに関する不備

a 契約書の作成フローに不備があったこと

当社では、契約書の作成フローは定められていたが、PRV においては、プライベートセールに関する売買契約書を、通常の契約書作成フローに準拠することなく作成することが可能であったことから、他の役職員による確認、牽制機能が十分な体制ではなかった。具体的な不備の内容は、以下のとおりである。

(a) プライベートセールにおける通常の契約書作成フロー

PRV のプライベートセールに関する契約書の作成フローは、概ね以下のとおりである。

- ①営業担当の従業員がプライベートセール申請書を提出し、社長の承認を得る。
- ②承認済みの申請書をもとに、営業担当の従業員が、作成担当者 Shinwa Auction の従業員に契約書の作成を依頼する。
- ③作成担当者 Shiwa Auction の従業員が契約書 3 部（締結用 2 部、控え 1 部）を作成した後、営業担当の従業員は、申請書とともに a 氏又は c 氏に押印を依頼する。なお、押印の際、押印実施者は、押印台帳に押印の事実（日付、申請者、押印者、文書の種類、提出先等）を記載する。
- ④押印された契約書 2 部は、総務人事部が郵送、若しくは営業担当の従業員が持参して、相手方に署名押印してもらう。相手方から署名押印をもらった原本については、当社の総務人事部で保管する。

(b) 上記の契約書作成フローの例外

ところが、PRV において a 氏は、作成担当者である Shiwa Auction の従業員に契約書の作成を依頼しなくても、手元にある契約書のデータを使用することにより、プライベートセールの契約書を作成することが可能な状況にあった。そのため、営業担当者以外の第三者（通常であれば作成担当者である Shiwa Auction の従業員）による牽制がかからない状態となっていた。すなわち、PRV においては、当社グループの契約書作成に関するルールは機能していなかった。

(c) このような例外が生じてしまった理由

このような例外が生じてしまった理由としては、当社グループとして、PRV における契約書作成フローに関するルールが定められておらず、属人的な業務となっていたことが挙げられる。

b 契約書が存在しない取引・押印台帳への記載漏れがあったこと

PRV は、プライベートセールに関しては、原則的に契約書を作成していたものの、第三者委員会が指摘するとおり、契約書が作成されていない取引が存在した。また、A 社に対するシャガール作品の売却に関して、押印台帳に記載がなされていない等、押印台帳への記載が漏れている契約書も存在した。

このような事態が生じた原因としては、稟議手続に関するルールが不明確であ

ったこと、および、内部監査の実施がなされていなかったことが挙げられる。

c 契約書・受領書の保管状況の不備

契約締結後の契約書については、グループ各社がそれぞれ管理していたが、契約書の通番管理や一覧管理は、少なくともプライベートセールについては実施されていなかった。その結果、作者②の作品 17 点の売却に関する契約書がないまま、取引が実行された（同一当事者間で別の作品を対象とする契約書のみが作成されていた）。また、第三者委員会の調査を通じて、受領書が見当たらない取引も複数件判明した。PRV では、契約書や受領書等の証憑が入り混じって保管されており、本社引っ越し（2024 年 3 月）の際に、社内で保管していた段ボールの所在が不明になる等のトラブルも発生したことから、当社グループ全体において、契約書や受領書といった重要な証憑について適切に保管・管理が十分になされていなかったといえる。

このような不備が生じた原因としては、①契約書の通番管理や一覧管理の制度を定めていなかったこと（昨今では、クラウドを用いたワークフローで一括管理をすることも容易である。）、②契約書や受領書の保管に関するルールが定まっていなかったこと、③契約書や受領書の保管状況に関する監査がなされていなかったことが挙げられる。

(カ) 会社組織の構造上の問題

a 会社組織におけるいわゆる「三つの防衛線」（事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の牽制機能）が峻別されておらず、十分に機能していない不備があったこと

これまで述べてきた通り、当社グループにおいては、少人数での運営がなされてきたことから、親会社の管理担当役員が子会社の業務執行役員を兼務することや、経理部長が内部監査室の責任者を兼務するなど、事業部門、リスク管理部門、内部監査部門が峻別されておらず、牽制機能を十分に発揮することができていなかった。また、事業部門の役職員に対して、契約書作成に関するルールやマニュアルによるコントロールも及んでいなかったと考えられる。

b 取締役会が上記の不備に対して十分な対応をとっておらず、監査役会も三様監査に実効性がなく不備を是正していなかったこと

当社では、上記の「三つの防衛線」（事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の牽制機能）が機能していないことが長きにわたり存在していたにもかかわらず、取締役会において問題点の指摘や改善に向けた議論はなされていなかった。また、監査役および監査役会は、当社グループの会社組織の構造上の問題については認識しており、監査法人との間で問題意識について協議を行い、取締役に意見を述べる等していたことは、監査役会議事録等の資料にも記録が残されている（2023 年 4 月頃の PRV の監査役 d 氏による調査も監査役と監査法人の情報連携を契機としている）。しかし、結果としては、内部監査部門の整備等の改善策の実行にまでは至らず、三様監査として実効的に機能していなかった。

c このような会社組織の構造上の問題を改善することができなかった理由としては、①かねてより、当社が迅速な意思決定と業務執行を重視し過ぎ、少数精鋭による経営体制を過度に志向した結果、間接部門を軽視し、恒常的な人的リソース不足

に陥ってしまったこと、②取締役が経営成績に過度に注力した結果、コンプライアンスやガバナンスに対する問題意識が後回しになってしまったこと、③取締役において、会社組織における「三つの防衛線」に関する認識が不十分であったこと（取締役会で問題提起をすることがなかったこと）、④取締役と監査役が協力してコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることが不十分であったことが挙げられる。

(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む）

ア 経営責任の明確化

(ア) 当社は、第三者委員会も指摘するように、b 氏の一連の行為が、本件不適切会計発生の主要因であり、また、これを a 氏がこれを了承・容認していたことも主要因の一つと認識しております。社内で当該取引が問題視された後も、a 氏および b 氏は取引内容を全て明らかにすることなく、社内や外部機関、第三者委員会の調査に対しても当該取引の実態を率先して明らかにしなかったものがあり、それ自体が不適切であったと考えております。また、上記 2 (1) アに述べた本件発生原因としてのガバナンス機能不全、業務執行部門・管理部門・内部監査部門の不備等についても、これを意識して是正・改善するという姿勢が経営トップにあるか否かが問題解消の実施・進捗に影響する要素であることは否定できず、a 氏にその責任の一端があると考えております。

また、c 氏については、業務執行担当と兼務していた状況の中で、管理担当役員として内部統制・内部監査を整備することによってイレギュラーな取引を十分にコントロールできなかったこと、PRV の契約プロセス管理・コンプライアンス体制等の不備があったこと（過年度決算等の訂正の対象となった取引には、販売したアート作品の引渡し時より前の時点で売上を計上されていた取引や、証憑となる受領書の受け取りが確認できない取引なども含まれており、管理体制の不備・不全が、訂正を招く要因となったものがあると言えます）、会計知識の不足が疑義への対応の不徹底につながったことなどの点で、管理担当役員としての責任は否定できないものと考えられます。

(イ) 本年 11 月 15 日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、a 氏から代表取締役社長辞任の申出があり、当社取締役会において同日付で辞任を承認いたしました。当社は、第三者委員会の調査報告書を踏まえ、不適切な会計処理等の責任に関するガバナンス委員会での検討を進めつつ、a 氏の辞任時期を見極めておりましたが、11 月 10 日に a 氏から辞任意向表明書が同委員会へ提出され、同委員会でも現時点での代表取締役社長の辞任が適切であることが確認されたため、同月 15 日の取締役会において辞任を承認したものです。また、その後、a 氏は、同月 25 日、後任の代表取締役社長に対して、全てのグループ会社取締役を順次辞任するとの申出があり、これを受理いたしました。その後、a 氏は、本年 11 月 26 日付で当社取締役を辞任し、同年 12 月 2 日で Shinwa Auction 株式会社、同年 12 月 9 日付で Shinwa Digital Arts 株式会社、同年 12 月 10 日付で Shinwa Prive 株式会社の取締役をそれぞれ辞任しました。なお、当社は、上記各社の取締役退任後、a 氏に対して、雇用または業務委託等により当社グループの業務を行わせることはしておらず、その検討もしていません。

また、b 氏においても、責任の所在を明確にするため、本件不適切会計の原因となった取引に関する対応等を終えた後、2024 年 12 月 17 日に PRV 取締役を辞任しました。【c 氏についても責任の明確化のため、本件不適切会計に起因する処理対応等に目途がついた

段階で辞任して頂く方針でしたが、本人の辞任意向が確認できない状況を受け、ガバナンス委員会による辞任勧告がなされており、当社としても、臨時株主総会開催の要否も含めて今後の対応を2025年1月末までに検討致します。

(ウ) 上記3名以外の役員についても、当社グループにおける会社組織の構造上の問題について対処できていなかったこと、大株主かつ代表取締役社長であった a 氏の方針を容認する傾向の下で、a 氏および b 氏の行為について適切な牽制機能を果たすことができなかったこと等から、当社グループにおけるガバナンス機能を発揮できず、結果として PRV における不適切な会計処理を防止することができなかった点について、重く受け止めております。監査役 i 氏を含む監査役会及び社外取締役 f 氏は、グループ全体の内部統制の人的体制に不備がある中で、各人として個別の対応に努めつつ人的体制強化の必要性を口頭で述べてきた経緯はあるものの、取締役会の議題として問題提起するなどして体制整備を強く求める十分な役割を果たせず反省している旨述べており、会社としてもこれを受け止めております。また、役員の選任プロセスについても適切なものとする必要があると認識しております。

(エ) そこで、当社では、ガバナンス委員会の答申も踏まえ、本年度第3四半期(2025年2月末)までに、役員報酬減額の検討、役員の選任・解任に関する基準の策定、当社のガバナンス体制を改善するにあたり適切な役員体制の検討(上記(イ)記載の役員以外の役員についても役員選任等に関する上記基準に照らして適格性を再評価致します。)及び a 氏・b 氏に対する調査費用請求等の検討を行います。

イ ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会の設置

当社は、第三者委員会の指摘・提言を受け、当社のガバナンス体制の実効性を強化するために、2024年9月18日、当社の諮問機関として、ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会を設置しました。

(ア) ガバナンス委員会

a ガバナンス委員会の設置目的

当社は、当社グループにおけるグループガバナンス体制の実効性を強化し、第三者委員会によって指摘された不適切な会計処理の発生原因を解消し、再発を防止することを目的として、ガバナンス委員会を設置し、主に以下の事項について諮問することと致しました。

- ①内部統制システムの整備
- ②会計の知識の強化
- ③リスクコンプライアンス委員会が担当する事項に対する助言・勧告
- ④上記目的のために必要なグループ再編の検討(Shinwa Prive 株式会社の清算等を検討対象を含む)
- ⑤取締役会の運営に関する整備
- ⑥取締役に対する評価及び取締役候補者の指名(子会社を含む)
- ⑦その他委員長が上記目的のために必要と認める事項

b ガバナンス委員会の構成⁸

ガバナンス委員会は、以下の通り、当社の社外役員と外部有識者で構成されます。

【社外役員】

委員長 山本 晋平 氏（社外取締役）

委員 長田忠千代 氏（社外取締役）

委員 木内 孝胤 氏（社外監査役）

【外部有識者】

委員 仁平 信哉 氏（弁護士法人仁平総合法律事務所 代表者）

委員 伊藤 俊哉 氏（株式会社 KIC 取締役・公認会計士）

委員 須田 美玲 氏（飯沼総合法律事務所 弁護士）

c ガバナンス委員会からの答申結果⁹

① 経営責任の明確化

(i) b 氏・a 氏・c 氏の責任等

第三者委員会報告書による b 氏・a 氏・c 氏の取締役としての適格性の欠如の指摘を踏まえ、当委員会においても検討を重ねた結果、本件不適切会計等により過年度決算・過年度有報の訂正が必要となった主要な責任が上記 3 名にあり、SWH グループとして本件不適切会計等に関する再発防止に取り組むにあたっては上記 3 名が引き続き取締役の地位にとどまることは適当ではないことについて意見の一致を見た。

a 氏に対してガバナンス委の見解を伝えた後、a 氏は、11 月 15 日に SWH 代表取締役を辞任し、また、11 月 26 日以降、他のグループ会社の取締役を全て辞任した。

また、b 氏については、12 月 17 日をもって PRV 取締役を辞任した。

他方、c 氏については SWH 取締役を 12 月 20 日までに辞任するよう求めたが、本日¹⁰、同氏代理人弁護士を通じて、辞任しなくても問題がない旨の連絡があり、辞任の意思が確認できなかったため、当委員会として、本答申をもって、c 氏に対して、グループ会社各取締役の速やかな辞任を勧告する。

なお、今後、SWH 取締役会においては、外部専門家が関与する検討の下、各人の責任に応じた損害賠償等（本件不適切会計に関連する調査費用等）の請求を検討すべきである。

(ii) その他の役員の責任

内部統制システムの整備の決定をするのは取締役会であり、管理体制・人的配置の不備・不全は、取締役会がこれを是正する必要がある。また、監査役会には取締役の職務執行を調査し、必要な場合にはこれを是正する責任がある。しかしながら、本件不適切会計の背景要因となった管理体制・人的配置の不備・不全の是正に関して、取締役会における意識的な検討がなされないままとなり、監査役会もその状況を是正できなかった

⁸ ガバナンス委員会設置当初、岩崎章浩氏（法律事務所 HERO リーガルグループ代表者・弁護士）も委員に就任しましたが、同氏は 2024 年 9 月 25 日に一身上の都合により辞任されました。その後、伊藤俊哉委員および須田美鈴委員は、同年 11 月 26 日に追加で選任されました。また、渡部秀敏（理想科学工業株式会社 社外取締役）は第 6 回ガバナンス委員会の後、同年 12 月 2 日に辞任されました。

⁹ 2024 年 12 月 18 日付け答申。

¹⁰ 2024 年 12 月 18 日

ことに照らすと、取締役会・監査役会に一定の責任があることは否定し難い。

② 今後の役員等体制について

本件不適切会計等に関する再発防止のため、適切なガバナンス体制を再構築する観点から、SWHには、少なくとも以下の人的体制についての検討が求められる。

(i) SWH 代表取締役社長について

上記のとおり、本年 11 月 15 日に a 氏が SWH 代表取締役社長を辞任した。現在の取締役の中から代表取締役社長を選定する必要があり、同日をもって、高橋健治氏が代表取締役社長となっている。

今後は、経営体制の強化・事業の立て直し等の観点を踏まえつつ、高橋社長の下での事業運営等の状況を評価・検証した上で、定期株主総会（2025 年 8 月）までに、代表取締役社長候補となる取締役を新たに選任する議案を提出すべきか否か、取締役会において、引き続き検討すべきである。

なお、ガバナンス委員会として、代表取締役社長候補となる人材について、現時点でガバナンス委員会から SWH 取締役会に情報提供を行ったところである。

(ii) 管理担当責任者について

上記記載の管理体制・人的配備の問題を踏まえると、管理担当責任者の確保は、SWH にとっての喫緊の課題である。

この観点から、ガバナンス委員会は、第 6 回委員会会合（本年 11 月 29 日）において 2 名の候補者を確定し、SWH 取締役会に推薦した。2 名のうち 1 名は、早期の稼働が可能な環境にあるため、株主総会での取締役としての選任を待たずに、管理担当本部長あるいは同担当執行役員として、管理担当責任者の職務を早期に引き継げる可能性がある候補者と言える。SWH 取締役会においては、同候補者の早期採用を検討しつつ、その後の臨時株主総会または定期株主総会における取締役候補者を検討すべきであり、その検討にあたっては、上記候補者を早期採用した場合にはその稼働状況を評価しつつ、ガバナンス委員会が候補者とした 2 名のうちいずれが適任かという点も含めて、管理担当取締役の候補者の検討を進めるのが適切である。いずれにしても、今後の直近の株主総会において、管理担当取締役となる候補者を議案として提出することは、SWH 取締役会としての必須の課題である。

(iii) その他の取締役候補者について

その他の取締役候補者としては、現在のグループ会社で取締役を務めている者の中からも、SWH 取締役候補者を、直近の株主総会における取締役候補者として検討すべきである。ただし、下記(v)記載の点に照らして、今回の問題を引き起こした PRV の取締役であった者は、候補者とすべきではない。

(iv) 公認会計士資格を有する監査役の選任、常勤監査役または監査役補助者の確保

第三者委員会報告書においては、公認会計士資格を有する監査役選任の必要性が指摘されていたところ、SWH において東京地裁に対して公認会計士資格を有する候補者を上申する一時監査役選任の申立てを行った（本年 11 月 22 日付け）との報告を受けている。東京地裁の決定は本日時点でなされていないが、東京地裁による決定後も含めて、特段の事情がない限りは、同候補者を今後の直近の株主総会において監査役候補者として提案すべきである。

ただし、第三者委員会報告書では、常駐する常勤監査役または監査役補助者がいないこ

とも問題として指摘されていたところ、上記候補者は、他の職務との関係上、常勤監査役となることができる環境にある候補者ではないため、SWHにおいては、早期に少なくとも常勤監査役補助者を確保すべきである。また、その上で、直近の株主総会における議案として、SWH取締役会及び監査役会においては、常勤監査役を務めることができる追加の監査役候補者の選定も検討すべきである。

(v) 内部監査室

リスクコンプライアンス委員会からの報告及び12月19日提出予定の改善報告書(注：ガバナンス委員会は、改善報告書第1ドラフト(本年11月29日)、第2ドラフト(本年12月5日)、第3ドラフト(本年12月9日及び12月10日)、第5ドラフト(本年12月14日)、第8ドラフト(本年12月18日)の提供を受けている(カッコ内はSWH事務局からの提供日)。)にも記載のあるとおり、本年12月1日より、内部監査室長を確保したとの報告を受けている。内部監査室における必要な人員の配置及び自己監査とならない体制について、引き続き、上記改善報告書に記載のとおり、整備を進める必要がある。

③. PRVの清算またはグループ会社による吸収合併

グループ会社として適切な管理・統制がなされておらず、今回の不適切会計を引き起こしたPRVについては、SWH取締役会において法的・税務その他の必要な検討を行った上で、2025年5月期中に、清算又はグループ会社による吸収合併を行うことを検討すべきである。

④ その他の再発防止策について

本件不適切会計等に関する再発防止のため、ガバナンス体制を再構築する観点からは、人的な変更だけでは足りず、適切な仕組みの構築・実施・フォローアップが必要であり、より重要である。

この点、SWHは、すでに、適正な内部統制の整備・運用に関する基本的項目として、以下を公表している(2024年11月5日「再発防止策の策定等に関するお知らせ」参照)。

(略)

その上で、再発防止策の具体化として、本年9月18日以降、リスクコンプライアンス委員会での検討及び取組みへの着手が行われており、ガバナンス委員会はその報告を受けており、また、同委員会を含む社内での検討結果及びガバナンス委員会の検討結果は、12月19日提出予定の改善報告書に詳細に記載されている。

今後とも、本答申をも踏まえ、改善報告書記載の再発防止策について、SWH取締役会及び監査役会は責任を負い、また、リスクコンプライアンス委員会の設置目的にしたがって、同委員会において、その検討・策定・実施・フォローアップを、継続的に行っていく必要がある。

(イ) リスクコンプライアンス委員会

a リスクコンプライアンス委員会の設置目的

当社は、再発防止に向けた具体策の立案に加え、コンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行う目的として、リスクコンプライアンス委員会を設置し、主に以下の事項について検討をすることと致しました。

- ①グループ全体に関わるリスク・コンプライアンス体制の基本方針ならびに推進体制(組織・体制・人事)に関する事項

- ②グループ全体に関わるリスク・コンプライアンス体制に関する規程・規則、マニュアル等に関する事項（各規程・規則、マニュアル等の相互の整合性の検討・整理を含む）
- ③グループ全体のコンプライアンス推進およびリスク管理推進に関する教育・啓蒙計画に関する事項
- ④グループ各社のコンプライアンス遵守状況およびリスク管理状況の確認・判定、指導・支援策に関する事項
- ⑤法令・リスク管理規程違反あるいは会社に対する不正行為等に関わる問題の確認・調査、改善・予防策に関する事項
- ⑥報告・相談、内部通報制度の整備策に関する事項
- ⑦重大な法令・リスク管理違反、危機発生時（不祥事を含む）の対応策・再発防止策に関する事項

b リスクコンプライアンス委員会の構成

- 委員長 山本 晋平 氏（社外取締役）
- 副委員長 小池 和正 氏（当社顧問弁護士）
- 副委員長 上敷領 裕 氏（当社内部監査室長）¹¹
- 委員 高橋 健治 氏（当社代表取締役）
- 委員 長田 忠千代 氏（当社社外取締役）
- 委員 当社従業員 2名

ウ 両委員会の検討結果を踏まえた各種対応

当社は、ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会での議論も踏まえ、当社は、以下の改善措置を講じることと致しました。

(ア) 公認会計士資格を有する役員を選任（上記「ア 発生原因」（イ）bおよび（ウ）cに対応）

本件は、主に会計上の問題であるところ、当社の取締役及び監査役には、公認会計士資格を有している者が存在しておらず、適切な会計処理に関する知識が不足していたために適切な対応ができなかったことが、根本原因の一つと考えております。

そこで、当社は、監査役の逝去に伴い1名欠員が生じておりますので、裁判所に仮監査役の選任申立てを行い、上場企業の会計処理に精通した公認会計士の有資格者を推挙しています。また、次回の定時株主総会（2025年8月下旬開催予定）においても、公認会計士の有資格者を選任する予定です。

(イ) 管理担当責任者（取締役）の確保（上記「ア 発生原因」（イ）c、（カ）に対応）

当社における管理体制・人的配備の課題を踏まえ、適格性を有する管理担当責任者の確保は重要な課題であり、ガバナンス委員会から取締役会に対して2名の候補者の推薦を受けました。うち1名について、株主総会における取締役としての選任を待たずに管理部門に採用し責任者の職務を早期に引き継ぐ可能性も含め、現在候補者の検討を進めております。当該候補者の選考結果、入社後における勤務状況等の諸要素も踏まえて、今後の直近の株主総会（臨時株主総会を開催する場合の費用や事務手続き等を考慮すると、

¹¹ 本年12月1日に当社内部監査室長に就任。

現時点では2025年8月に開催予定の2025年5月期定時株主総会を想定していますが、c氏が取締役を辞任しない状態が継続する場合に臨時株主総会を開催するか否かについては2025年1月末までに検討します（上記ア（イ）参照。）において、現在採用を検討中の候補者を含め、管理担当取締役候補者に関する議案を提出する予定です。

また、管理担当責任者は、事業部門（子会社を含むオークション部門、美術品販売部門等）の業務を兼任することは予定しておらず、第2線（リスク管理部門）の立場に注力していただくことを予定しています。

（ウ）役職員への実効性のある研修・教育の実施（上記「ア 発生原因」（ア）、（イ）b、（ウ）c、（オ）、（カ）cに対応）

今回の不祥事において、第三者委員会より、コンプライアンス意識が不十分であったことに加え、会計知識の不足についても指摘がありました。これを受けて、当社では、プライベートセール（あるいはアート取引一般）に関して認識しておくべきルールや会計知識等を含めて、役職員に対する十分なコンプライアンス研修を実施することといたします（なお、PRVの従業員に対しては、本年10月18日に弁護士による研修を実施しておりますが、同社のみならず、グループ全体の役職員に対しても、本年12月24日および25日に、コンプライアンス研修を実施することを予定しています。）。このコンプライアンス研修は、当社の総務人事部が主管部室となり、講義の録画や役職員の出欠確認を行い、欠席した役職員に対しては、録画した講義の受講を促します。また、受講者には、チェックテスト、アンケート等を実施し、研修の理解度の確認を行ってまいります。また、受講結果については、当社取締役会において報告します。今後も、定期研修（年1回）を実施致します。

（エ）内部監査部門の組織体制の再整備（上記「ア 発生原因」（エ）に対応）

第三者委員会からは、内部監査室のメンバーがいずれも兼務であり、かつ、内部監査室の業務が主たる業務ではないこと、内部監査室の責任者はいるものの、経理部長を兼任しており、かつ主たる業務が経理業務であり、内部監査に十分な時間が割けていないこと、内部統制の評価計画が策定されていないこと、内部監査室の責任者から取締役社長や取締役会に対して内部統制の評価計画および評価結果について直接の報告がなされていないこと（監査法人に対する評価結果の報告にあたり、管理担当取締役や監査役に対する報告のみがなされる状況でした）、経理部長が内部監査室の責任者を務めることが自己監査となっていること、および、J-SOX以外の監査業務が実施されていなかったこと等の指摘がありました。

これを受けて、当社では、まず、内部監査室長の専任者の採用等、他の部門の責任者との兼務を解消し、自己監査の状態をなくすことを実施致します。また、適正な人数の内部監査部員を確保することを進めることにより、内部監査室の人的体制を整備するとともに、内部統制の評価計画や、実施範囲、経営陣への報告体制についても、リスクコンプライアンス委員会の監督のもと、新たに採用した内部監査室長を主担当として、順次整備してまいります。なお、内部監査室長については、内部監査業務の経験者を本年12月1日付けで採用し、内部統制の評価計画の策定、内部監査部の職員の管理、監査業務の実施、取締役会への結果報告、被監査部室に対するフォローアップ等を担当致します。また、2025年1月中に内部監査室に従業員2名（うち1名は事業部門や管理部門の業務を行わない者）を配置して、3人体制を構築致します。そのうえで、内部監査業務の進捗状況や

従業員の負担等を考慮し、増員が必要であれば検討致します。

また、リスクコンプライアンス委員会において当社の内部監査規程の改訂作業を行い、改訂された内部監査規程を本年 11 月 15 日取締役会において承認しました（本年 12 月 1 日施行）。この改訂により、新たに、社外取締役に対する内部監査の指示権限の付与、内部監査室・監査役会及び監査法人の参加する定期会議の開催、不備発見時の速やかな内部監査の実施、内部監査室長から取締役会、監査役会、監査法人に対する監査報告の実施、内部監査室長から取締役会に対する内部監査実施報告書の提出、内部監査における改善勧告事項等の改善完了までの定期モニタリング等を実施することになりました。これにより、内部監査機能が大幅に強化され、経営陣と内部監査室の間の緊密な連携及び改善事項の発見及びその完了までの実効的な内部監査を実現できるものと考えております。

当社では、監査役会、会計監査人とも協議のうえ、2025 年 1 月末日までに、内部統制の評価計画の策定を進めて参ります。具体的な内容は今後の協議において決定しますが、少なくとも、①内部監査及び J-SOX 対応計画の策定、②業務プロセスに関する運用評価手続きに加え、整備評価手続きの実施手順、③J-SOX 以外の内部監査についての対象および監査手順、④監査のスケジュール、⑤監査結果の報告手順（被監査部室、取締役会）や⑥監査役会および会計監査人との間の監査結果に関する情報共有の時期等の要素を盛り込む予定です。

(オ) 事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の峻別（いわゆる「3つの防衛線」の明確化）（上記「ア 発生原因」（カ）に対応）

発生原因の箇所ですべて通り、当社グループにおいては、少人数での運営がなされてきたことから、親会社の管理担当役員が子会社の業務執行役員を兼務することや、経理部長が内部監査室の責任者を兼務するなど、事業部門、リスク管理部門、内部監査部門が峻別されておらず、牽制機能を十分に発揮することができておりませんでした。

そこで、当社の組織上、「3つの防衛線」を明確化し、また、社内の役職員に対しても「3つの防衛線」に対する意識を浸透させるために、以下の施策を行います。

- a 事業部門、管理部門、内部監査部門について、それぞれ別の責任者に分掌させ、自己の所管部門についての責任を自覚させるとともに、職務分掌に関する規程において各部門の職責を明確に致します（2025 年 1 月実施予定）。
- b 組織や責任者を別にしても、これまで多くの部門を兼務することが常態化していたことから、「3つの防衛線」に関する役員の意識を高めるために、総務人事部の所管において、グループ全役員に対する研修を実施致します（2025 年 2 月実施予定）。
- c 2025 年 2 月までに実施した対応策に関する評価を行いつつ、事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の担当部署、業務内容の明確化の観点から、リスクコンプライアンス委員会において人員配置を含む組織の見直しに関する案を策定します（2025 年 4 月末までに策定）。

(カ) 不祥事再発防止のための業務フローの改善（上記「ア 発生原因」（オ）に対応）

今回の不祥事においては、プライベートセールという、個別の相対取引において、買戻し特約付の売買契約が締結されたこと、および契約書や受領書がない事案があるとの指摘がありました。また、特定の取締役が顧客との間の契約締結に単独で関与し、組織としての対応が不十分であったことを認識しております。

そのため、現在、リスクコンプライアンス委員会において、業務フローの改善等の見直

しを行っております。具体的な内容およびスケジュールは以下の通りです。

a 職務権限関連規程の改訂

リスクコンプライアンス委員会で検討を進め、2024年12月末日までに、職務権限に関する各種規程（稟議規程、印章管理規程及び販売管理規程）を改訂し、2025年1月1日に施行する予定です。規程の改訂案は、リスクコンプライアンス委員会で検討中ですが、例えば、職務権限に関しては、特定の役職員が独断で契約を締結することを避けるべく、営業担当者と決裁者が同一人にならないよう検証者や事前協議先を稟議規程に設けるとともに、買戻、利益相反取引等の重要事項を稟議書に記載するよう明確化します。印章管理規程では、特殊な取引に関するチェック項目が付され、複数者の関与が必須となる捺印申請書を原則として使用することを定めます。販売管理規程では、稟議を経ずに買戻しの保証等の特殊な特約を結ぶことを禁止するとともに、販売契約書、作品受領書及び経理データを紐づけることとしています。

また、営業担当者は、これまでは顧客ごとに1名のみでしたが、副担当を付して複数担当とすることを販売管理規程に定めます（SAAシステム等のデータベースにも主担当・副担当を記載する予定です）。これらの業務フロー及び規程の改善により、取引に関する情報が一部の担当者に偏在することを防止できると考えております。

b 契約書の作成・管理に関する仕組みの構築

リスクコンプライアンス委員会及び関係部門における検討を行い、2024年12月末日までに、販売管理規程及び文書取扱規程を改訂し、契約書と作品受領書の物理的一体管理、入庫番号等による契約書、作品受領書及び経理データの紐づけ等により、契約書及び作品受領書類の作成もれを防止するとともに、取引を効果的に管理し、すみやかに取引を検索できる仕組みを構築いたします（なお、改訂後の規程は2025年1月1日施行を予定）。

また、社内において作品の販売等の契約書の定型書式を2024年12月31日までに定めるとともに、個別取引において、この定型書式の内容に修正を加える場合、取引先の契約書書式を使用する場合、特約を定める場合などこの定型書式をそのまま使用しない場合には、総務部門または顧問弁護士の確認を経ることとします。さらに、定型書式を使用しない場合には、注意すべき取引に該当する場合のチェックボックスを付した捺印申請書を定める等、社内におけるチェック体制をより強化いたします（なお、この契約書の定型書式は、2025年1月1日の使用開始を予定）。

さらに、売買契約書には、以下のような趣旨の2つの条項を追加します。

(i) いわゆる完全合意条項

【条項例】

第●条（完全合意）

売主及び買主は、書面、口頭等を問わず、本契約書に定めるほか、本取引に関する何らの合意（当社担当者個人による合意も含む。）がないことを相互に確認する。

(ii) 利益の保証・損失補填の禁止に関する条項

【条項例】

第●条（利益保証および損失補填の禁止）

売主及び買主は、本取引に関し、売主が買主に利益が発生することを保証せず、万一、買主に損失が発生した場合でも、売主はその損失に関し一切の補填をし

ないことを確認する（ただし、売主の債務不履行、不法行為又は契約不適合責任が発生する場合は除く）。

次に、文書管理に関する規程については、①重要文書の指定（契約書・受領書等）、②契約書の起案権限の明確化および稟議過程における当社管理部門の関与、③調印後における文書保管のルール、④文書の保管（保存）期限に関するルール等、文書管理に必要なルールを明確にすることを予定しています。

c 買戻特約のような特殊な契約を締結する場合の手順の明確化

さらに、買戻特約付販売契約のような特殊な契約を締結しようとする場合における会計処理の手順についても、社内で明確なルールが定められていませんでしたので、リスクコンプライアンス委員会での議論を踏まえてルールを策定し、2024年12月末日までに規程等に明記してまいります（なお、新しい規程等の施行日は2025年1月1日を予定）。

d 出庫・在庫管理システムの改修

出庫・在庫管理のSAAシステムに、受領書受領日の入力欄を設ける改修を検討する（2025年1月に検討の着手予定）とともに、システムの改修が完了するまでの間は、受領書受領日を紙面へ記載することを業務フローに組み入れる等の施策を講じます（2025年2月から施行予定）。なお、システムの改修に関しては、リスクコンプライアンス委員会の検討を踏まえて、2025年1月中にシステム開発会社との間の打合せを行い、費用やスケジュールを検討致します。遅くとも、2024年5月末までには、システム改修の具体的内容やスケジュールについて確定させる予定です。

(キ) グループ経理規程関連の改訂（上記「ア 発生原因」（イ）b、（ウ）cおよび（エ）に対応）

本件は、第三者委員会からは、グループ全体における会計上の知識不足が指摘されました。また、当社と致しましても、業務フローの改善および規程の改訂（上記（エ）参照）を検討するとともに、グループガバナンス体制を強化するために、グループ経理規程関連の改訂を進めることと致しました（2025年3月末日までに改訂予定）。具体的には、リスクコンプライアンス委員会において、グループ全体の経理関連規程の状況を確認するとともに、適宜見直しを進めて参ります。グループ経理規程に買戻特約が付された場合における会計上の処理（例えば、買戻特約の例や収益認識基準の基本的な考え方、買戻特約を認識した場合における上長や総務人事部への報告義務、経理担当者における会計処理の手順、内部監査室における事後の確認手順等）を規程やマニュアルに明記することにより、規程に則った会計処理を行うとともに、ルールがないことを原因とする不適切な処理の防止を図ります。

(ク) 公益通報関連規程の改定及び周知徹底（上記「ア 発生原因」（ア）（カ）に対応）

第三者委員会から、従業員が発言・提言しやすいように、今後は外部通報窓口を設けることが、企業風土の改善に資するとの提言を受け、本年11月15日の取締役会で内部通報制度規程を改正しました（本年12月1日より施行）。新たな内部通報制度規程においては、従前より存在した通報窓口である総務人事部と常勤監査役に加え、顧問弁護士を窓口とする外部通報窓口を新たに設置し（本年11月15日の上記取締役会において外部通報窓口もあわせて決定）、また、当社グループ共通の内部通報制度規程を定め、各子会社の従業員においても、外部通報窓口を含めた当該通報窓口に相談・通報することができるよ

うに致しました。なお、外部通報窓口を担当する顧問弁護士は、通報者からの通報内容を聴取し、匿名性等の通報者の意向を踏まえたうえで当社に報告し、調査の必要性や通報者に対する適切な対応等について助言を行います。独立性の観点から、当該通報事案の処理（例えば、訴訟や労働審判が起きた場合の代理人活動等）に関しては、当社は別の弁護士に委嘱することとし、通報者が安心して外部通報窓口にご相談できる体制に致します。

また、通報窓口の利用を促進するための周知活動の主管部室は総務人事部とし、利用促進の案内を行うことを同部の年次活動計画に定めるとともに、リスクコンプライアンス委員会でも、総務人事部の活動状況についてフォローアップをする予定です。

(ケ) 利益相反取引・関連当事者取引の監視（上記「ア 発生原因」（ウ）（カ）に対応）

このたびの会計処理の訂正が必要となった取引の中に、a 氏（AAAA 取締役（代表権あり））を署名者とする AAAA との間で締結されていた売買契約書がありましたが、実質は海外顧客との取引であってそれが AAAA を介して行われただけであるという認識から、利益相反取引該当性、関連当事者取引該当性の検討が行われておらず、利益相反取引や関連当事者取引の監視状況に不備がありました。そこで、これらの取引を防止するために、役員規程及び稟議規程において利益相反取引・関連当事者取引は、原則的に禁止（取締役会の承認を得た場合は可）とすることを明確化致します。また、捺印申請書に利益相反取引・関連当事者取引に該当する場合のチェックボックスの欄を設けて、関係者が速やかに把握し、取締役会の承認なく契約締結がなされることのないように致します（改訂後の規程および捺印申請書は、2025 年 1 月 1 日に施行・使用開始予定）。

なお、全役員における関連当事者の確認は毎年度実施しており、新任の役員就任時にも当該役員に関連当事者の確認を行います。契約書に関する業務フローとの連携を改善する観点から、総務人事部において関連当事者をリスト化して関連当事者該当性の判断に用いるとともに、内部監査においても、関連当事者取引の存否について確認対象と致します（稟議規程に関する準拠性監査の対象であり 2025 年 1 月作成予定の内部監査確認項目リストに盛り込みます）。

このように、利益相反取引・関連当事者取引は原則的に禁止とし、やむを得ない場合には取締役会の承認を要するとともに、厳格な運用のもとで公正性を監視していく方針でございます。

(コ) 人員の増強、間接部門の強化（上記「ア 発生原因」（カ）に対応）

当社は、かねてより少人数の体制で業務を遂行しており、上述の内部監査部門の他、経理、総務人事、法務・コンプライアンス、システム、IR等を担う間接部門において、人的リソースが恒久的に不足しておりました。本件不祥事を含む、当社の経営を巡る環境に照らして、管理担当責任者を担える適格者の選任・採用を進めております。また、直ちに職員を増員することは困難ではありますが、当社のコンプライアンス体制を構築するためには、一定の従業員数が必要であることに鑑み、リスクコンプライアンス委員会で、2025 年 3 月末までに人員計画の策定をまいります。

エ 監査役会の体制強化（上記「ア 発生原因」（ウ）に対応）

監査役の逝去に伴い、現在監査役が 1 名欠員となっておりますので、裁判所に対して監査役の選任申立てを行っております（申立てに当たっては、上場企業の会計業務に精通した公認会計士を候補者として裁判所に推挙しております）。

当社では、現時点では常勤監査役が税理士であり業務が繁忙であることから、フルタイムで常駐することが困難な状況です（現状、週 2〜3 日の出勤）。そのため、2024 年 12 月末までに監査役補助者 1 名を配置し、常勤監査役の業務を補うことと致します。監査役補助者のサポートを受けて常勤監査役が日常的に会社で発生する事象をキャッチアップし、速やかに他の監査役に伝達できるような体制を構築し、監査役会の機能の強化を図ってまいります（監査役補助者は、監査役 3 名体制となった後も継続的に監査役会の補助業務に従事させる予定です。なお、今回配置する監査役補助者は内部監査室と兼務する予定です）。また、現在、裁判所に仮監査役の候補者として推挙している公認会計士も常勤監査役としての稼働は困難な状況にあるため、次期定時株主総会までに常駐できる常勤監査役候補者を選定し、追加の監査役選任議案の上程を検討致します。

オ 三様監査の実効性の強化（上記「ア 発生原因」（カ）b に対応）

原因分析において述べた通り、当社において、内部監査室が適切に機能する体制を有しておらず、監査役および監査役会は監査法人との間で問題意識について協議や相談をしていたものの、結果としては、内部監査部門の整備等の改善策の実行にまでは至らず、三様監査として実効的に機能していませんでした。

そのため、内部監査室および監査役会の体制強化（上記ウ - (エ) およびエをご参照）に関する施策を実施することに加えて、監査役会、内部監査室および会計監査人との間の定例ミーティングを、原則として、四半期レビュー時報告会に併せて四半期に 1 回（臨時の検討事項が生じたときは随時）行うこととします。この定例ミーティングにおいて、各当事者の問題意識の共有を図るとともに、当社のガバナンス体制に問題が認められたときは、取締役会に改善を求める意見を述べるができるように致します（2025 年 1 月より実施）。

カ 取締役会の事前準備、議事録作成の迅速化（上記「ア 発生原因」（イ）d に対応）

原因分析でも述べました通り、当社においては、取締役会の資料の事前配布が当日になることや、事前配布を行わず会議中に資料を表示することがありました。そのため、当社役員が事前に十分な検討を行うことができず、的確な指摘をすることが困難な状況であったと認識しております。そのため、取締役会の配布資料に関しては、原則として 3 営業日前までに各役員に送付するように致します（その旨を含む取締役会規程を 12 月中に改定し、2025 年 1 月 1 日より施行する予定です）。

取締役会の議事録に関しても、これまでは次回の取締役会までに議事録を作成し、取締役会において役員の確認を受けておりましたが、議事録の作成が翌月になることもありました。そこで、原則として、開催後 5 営業日以内に議事録のドラフトを作成してメールで送付し、出席者の記憶の鮮明なうちに、各出席者において議事録の確認及び修正を行うことに致します。また、取締役会の出席者の押印漏れがないよう、総務人事部において議事録のファイリングをする前に、全出席者の押印について確認するように致します（この点についても、取締役会規程を 12 月中に改定し、2025 年 1 月 1 日より施行する予定です）。

(3) 改善措置の実施スケジュール



再発防止策	2024年				2025年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
ア 経営責任の明確化												
(イ) 役員の退任時期について	→	→	→	→								
(エ) 退任する役員以外の役員に係る報酬減額の検討及びa氏・b氏に対する調査費用請求等の検討	→	→	→	→	→	◎						
イ ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会の設置												
(ア) ガバナンス委員会	→	→	→	◎								
(イ) リスク・コンプライアンス委員会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ウ 両委員会の検討結果を踏まえた各種対応												
(ア) 公認会計士資格を有する役員の選任	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→	◎
(イ) 管理担当責任者（取締役）の確保	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎
(ウ) 役職員への実効性のある研修・教育の実施	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→	→
(エ) 内部監査部門の組織体制の再整備	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→
(オ) 事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の峻別												
a 事業部門、管理部門、内部監査部門について、それぞれ別の責任者に分掌	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→
b グループ全役員に対する研修を実施	→	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→
c 人員配置を含む組織の見直しに関する案を策定	→	→	→	→	→	→	→	◎	→	→	→	→
(カ) 契約書の管理に関する仕組みの構築												
a 職務権限関連規程の改訂	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→
b 契約書の作成・管理に関する仕組みの構築	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→
c 買戻特約のような特殊な契約を締結する場合の手順の明確化	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→
d 出庫・在庫管理システムの改修	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	→	→	→
(キ) グループ経理規程関連の改訂	→	→	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→
(ク) 公益通報関連者規程の改定及び周知徹底	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→	→
(ケ) 利益相反取引・関連当事者取引の監視	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→	→
(コ) 人員の増強、間接部門の強化	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	→	→	→
エ 監査役会の体制強化	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→	→
オ 三様監査の実効性の強化	→	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→
カ 取締役会の事前準備、議事録作成の迅速化	→	→	→	◎	→	→	→	→	→	→	→	→

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

この度の本件会計処理に起因する一連の問題により、過年度有価証券報告書、四半期報告書、決算短信ならびに四半期決算短信等を訂正致しましたことについて、株主・投資家の皆様、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の事態について真摯に反省するとともに、二度とこのような事態を起ささないように、本報告書にて公表した再発防止策を着実に実行することで当社のコンプライアンス体制を強化し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。何卒、ご理解を賜りますよう、お願い

い申し上げます。